

質問回答書

令和6年度施設命名権者募集に関する質問への回答

整理番号	対象施設	質問	回答
1	新田東総合運動場	施設名称はどの場所に掲示されますか。	名称を掲示している看板は大小含め敷地内13カ所に設置しています。敷地内看板の位置については、別添資料1をご参照ください。 なお、新規掲出も含め具体の掲出場所は、協議して決定することになります。
2	新田東総合運動場	施設名称掲示箇所の設置費用の目安はどの程度ですか。	設置費用及び現状復旧の費用については、原則として命名権者様で費用をご負担いただくようになります。掲出場所や仕様、施工方法により変動するため、現時点で費用の目安をお示しすることはできませんが、既存の看板の個数や位置については整理番号1の回答をご参考願います。 なお、既存看板の名称変更の施工方法については、詳細な工法等が決定した後に、協議させていただきます。
3	新田東総合運動場	ネーミングライツ契約期間終了時にかかる費用の目安はどの程度ですか。	整理番号2に同じ。
4	新田東総合運動場	今までの契約金額は何円ですか。	これまでネーミングライツ契約を締結した実績はありません。
5	科学館	岩手県・福島県からの来館者数について、具体的な数字がお分かりになりましたらご教示ください。	別添資料2をご覧ください。
6	科学館	これまでのネーミングライツ契約において、施設名称を変更している箇所をご教示ください。	入り口ガラス面のほか、敷地内の駐車場案内看板1か所について、名称を変更しております。 <u>そのほか地下鉄旭ヶ丘駅の案内板等の名称を変更している箇所については、現在確認中ですので、確認次第回答いたします。</u> なお、新規掲出も含め具体の掲出場所は、協議して決定することになります。